

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6（2024）年2月28日

収支等命令者

SAGA2024実行委員会

会長 山口 祥義

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 品名 | 配信機材（配信用ノートパソコン等） |
| (2) 調達物品の名称及び数量 | 配信用ノートパソコン 17台
配信用ノートパソコンケース 17個 |
| (3) 調達物品の仕様 | 入札条件書による |
| (4) 納入期限 | 令和6（2024）年3月28日（木） |
| (5) 納入場所 | 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県庁新館11階
SAGA2024実行委員会 競技運営チーム
（佐賀県SAGA2024・SSP推進局
SAGA2024競技運営チーム内） |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に規定する入札参加資格を有するものであること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する者。県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者。誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 入札参加届書を提出していない者は入札に参加できない。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届出書（様式1）」と「営業概要書（様式2）」を令和6年3月6日（水）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（令和6年3月6日（水）午後5時までに担当課へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該事業に関する目的以外には使用しません。

【担当課（提出先）】

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県庁新館11階

SAGA2024実行委員会事務局 競技運営チーム

（佐賀県SAGA2024・SSP推進局SAGA2024競技運営チーム内）

電話 0952-25-7405 E-mail saga2024kyougi@pref.saga.lg.jp

4 入札書（様式3）の提出場所等

(1) 入札条件書の交付場所及び問い合わせ先及び契約に関する事務の担当課3の担当課に同じ。

(2) 入札条件書の交付方法

令和6年2月28日（水）から同年3月6日（水）までに、佐賀県又はSAGA2024実行委員会のホームページから入手してください。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日時 令和6年3月8日(金)午前11時
- イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁新館7階 地域交流部部内会議室(東)
- ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。
- イ 契約保証金
佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。なお無効入札をした者は再度の入札に参加することができません。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア文字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 一人で二以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者としします。

② 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

③ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとしします。

(6) 再度の入札

再度の入札については、次のとおりとします。

ア 開札をした場合において、(5)による落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札（以下「再入札」という。）を行います。

イ 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とします。

ウ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

(7) 入札の辞退

入札に参加する者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届（様式5）を提出してください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではありません。

(8) 問い合わせ先

3の担当課に同じ。